

**熊本県選挙管理委員会告示第56号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員通常選挙における選挙公報に名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成16年6月24日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成16年6月28日 午後5時30分

**熊本県選挙管理委員会告示第57号**

平成16年7月11日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙において、候補者が選挙運動に関し支出することのできる制限額は、次のとおりである。

平成16年6月24日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

43,133,100 円

**熊本県選挙管理委員会告示第58号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成16年6月24日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

その総数の50分の1 29,898  
その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 315,809  
その総数の3分の1 498,284

**熊本県選挙管理委員会告示第59号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数（40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成16年6月24日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	153,993
八代市選挙区	28,172
人吉市選挙区	10,049
荒尾市選挙区	15,688
水俣市選挙区	8,180
玉名市選挙区	12,108
本渡市選挙区	10,590
山鹿市選挙区	8,829
牛深市選挙区	5,011
菊池市選挙区	7,288
宇土市選挙区	10,185
宇土郡選挙区	5,522
下益城郡選挙区	22,874
玉名郡選挙区	20,626
鹿本郡選挙区	15,783
菊池郡選挙区	35,192
阿蘇郡選挙区	21,105
上益城郡選挙区	23,785
八代郡選挙区	13,303
芦北郡選挙区	7,660
球磨郡選挙区	17,670
天草郡上島選挙区	14,457
天草郡下島選挙区	9,562